

竹田市農産加工開発研究支援事業補助金交付要綱

平成 28 年 6 月 17 日

告示第 91 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市の地域資源を活かした農産加工品を製造・販売する個人若しくは団体の積極的な事業展開への支援に関し必要な経費を予算の範囲内において補助するものとし、その交付について、竹田市補助金等交付規則（平成 17 年竹田市規則第 50 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者等)

第 2 条 補助金の交付対象となる者（以下「補助事業者等」という。）

は、原則として、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 市内で農林畜産物等の加工食品を製造・販売する者又はその予定の者
- (2) 竹田市農産加工協議会に現に入会している者又は事業実施年度内に入会する予定のある者
- (3) 市税等の滞納がない者

(補助対象事業及び補助率)

第 3 条 この補助金の交付の対象となる事業及び補助率は、別表第 1 のとおりとする。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費は、別表第 2 に掲げるとおりとする。

2 市長が特に必要と認めたときは、前項の規定に関わらず補助の対象とする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、国、県その他の機関から補助対象事業について補助対象経費と同一の経費を交付の対象とする補助等を受けている場合は、当該経費を補助の対象としない。

（補助金の交付申請）

第5条 規則第4条第1項の規定による申請は、竹田市農産加工開発研究支援事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、次の各号に掲げるものを添付し、別に定める期日までに、市長に提出しなければならない。

- （1） 事業計画書（様式第1号の2）
- （2） 収支予算書（様式第1号の3）
- （3） 納税に関する書類
- （4） その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定の通知）

第6条 規則第6条の規定による通知は、竹田市農産加工開発研究支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

（変更承認申請）

第7条 第5条の規定により申請した事業を変更しようとするときは、竹田市農産加工開発研究支援事業補助金交付変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の変更交付決定の通知）

第8条 市長は、前条の規定による竹田市農産加工開発研究支援事業補助金補助金変更承認申請書を受理したときは、その内容を審査し適当と認めたときは、当該申請者に補助金変更交付決定通知書（様式第4号）を交付するものとする。

（補助金の交付方法）

第9条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、市長が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

（補助金の請求）

第10条 補助金交付決定を受けた事業主体が、補助金の交付を請求しようとするときは、事業完了後に竹田市農産加工開発研究支援事業補

助金交付請求書（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。ただし、概算払請求にあつては、概算払明細書（様式第 5 号の 2）及び概算払を必要とする理由書を添付するものとする。

（実績報告）

第 1 1 条 補助事業者等は、補助事業が完了したときは、竹田市農産加工開発研究支援事業補助金交付事業実績報告書（様式第 6 号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- （1） 事業実績書（様式第 6 号の 2）
- （2） 収支精算書（様式第 6 号の 3）
- （3） 実績写真
- （4） 請求書、領収書等その証明に関する書類の写し
- （5） その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定通知）

第 1 2 条 規則第 1 3 条の規定による通知は、竹田市農産加工開発研究支援事業補助金交付事業補助金の額の確定通知書（様式第 7 号）により行うものとする。

（その他）

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行し、平成 2 8 年度の予算に係る竹田市農産加工品支援事業補助金交付事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 （第 3 条関係）

対象事業の区分

市の農林畜産物等の地域資源を活かした新たな農産加工品の開発・販売促進にかかる下記の事業を対象とする。

要 件	補助率	補助限度額
新商品開発のための研究・開発等を行う事業	1 / 2 以内	1 件 3 0 万円上限
新商品の商品化に向けた事業		
農産加工品の販路開拓・販売促進事業		

別表第 2 （第 4 条関係）

対象経費

経費区分	内 容
(1) 謝 金	外部専門家謝金
(2) 旅 費	外部専門家旅費、調査旅費等事業実施に必要な会員の旅費
(3) 庁 費	会議費、会場借料、資料費、原稿料、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費等
(4) 会場借上料	展示会出展ブース代、会場附帯設備レンタル料、ブース装飾材料費等
(5) 委 託 料	研究開発費（市場調査費、検査分析費、機械装置等リース料、技術指導料、コンサルタント費等）、パッケージデザイン料※、展示会の出展に伴う委託費、広報費（販促ツール等デザイン料※、ウェブサイト制作費等）
(6) そ の 他	上記に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費

※パッケージ・販促ツール等を制作する場合、デザイン料のみを対象とし、印刷資材や印刷にかかる費用は対象外とする。